

中山間地域等直接支払交付金（新対策）の概要

1 事業内容

平成12年～16年度で実施された本制度は、平成17年度以降、5年後の集落の将来像を明確化し、従来の取組みを実施していく。さらに従来の取組みに加え、集落で保全すべき農地の指定、高付加価値型農業の推進、担い手育成、集落営農の育成等の積極的な取組みに対して、段階的交付単価を導入し、支援を行うことで、中山間地域等の農業・農村のさらなる維持を図る。

2 事業期間・要件

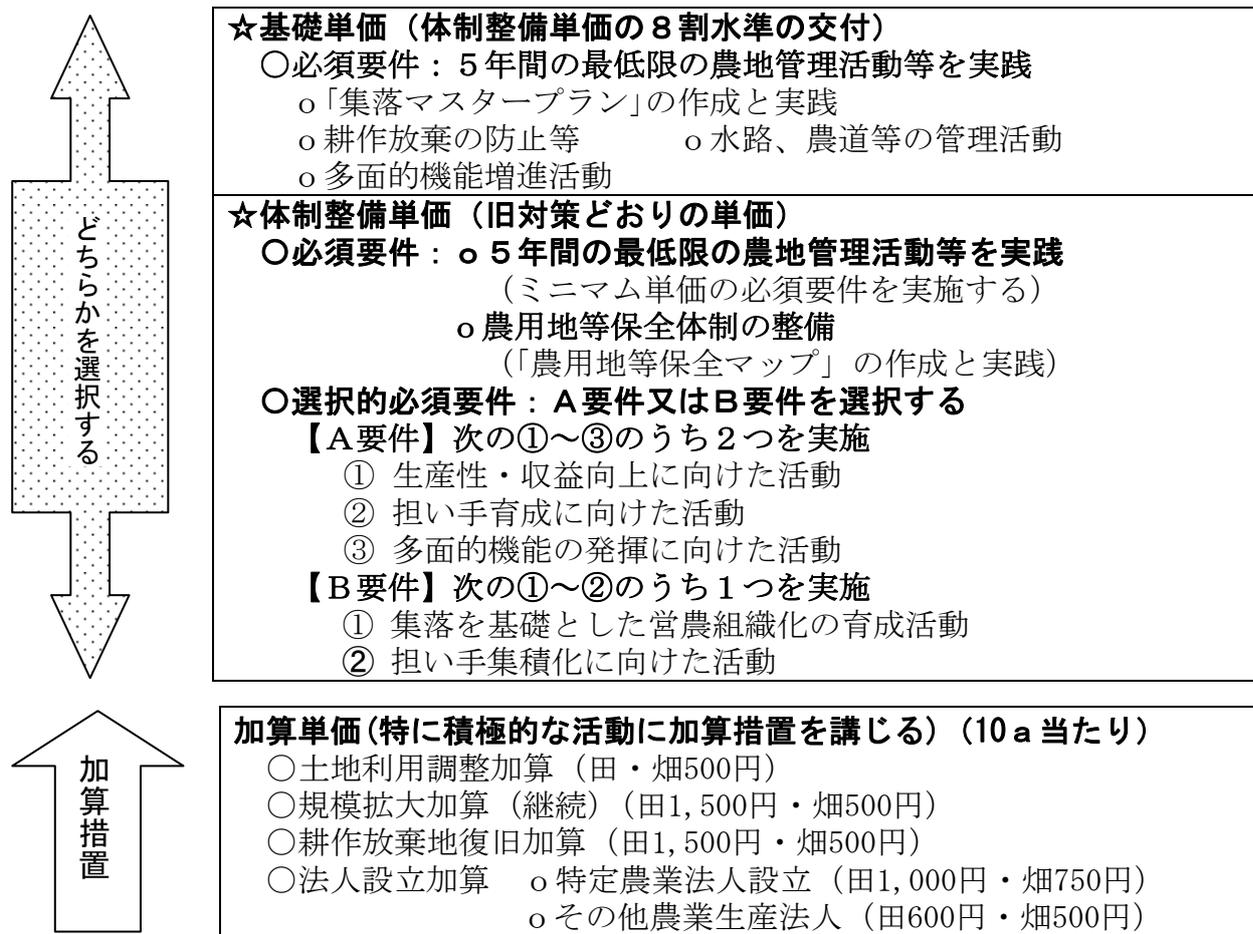
(1) 事業年度 平成17年度～平成21年度（5年間）

(2) 事業要件 対象地域、対象農用地、対象行為、対象者、基本となる交付単価は、旧対策から、特に変更なし

3 主な変更点

(1) 集落活動のレベル等に応じた段階的単価の設定

集落協定ごとに、体制整備単価（旧対策どおりの単価）又は基礎単価を選択する。



※単価の選択は集落協定によるが、事業実施期間中の変更は可能。

※個別協定の場合は、別途の扱いとなる

(2) 集落協定策定の考え方【集落マスタープラン＝必須要件】

すべての集落協定で、目指す将来像（10～15年後を目標）を明確化し、その実現に向けた5年間の活動計画「集落マスタープラン」の作成と実践が必須要件。
標準単価では、農用地等保全マップの作成と実践が必須要件。

(3) 交付要件、事務手続き等の見直し

- ① 限界的農地における林地化の促進（田の林地化に田の単価を適用等）
- ② 交付対象となる維持管理農用地の明確化
- ③ 交付金返還要件の遡及返還義務の緩和（農業後継者の住宅建設用地への転用等）
- ④ 田畑混在地の団地要件の見直し（1haの一団の農用地要件）

(4) その他の主な改善点

- ① 集落協定相互間等の連携等の推進
- ② 共同取組活動に供される交付金の使途の明確化
- ③ 集落協定活動の審査機能の充実（中間年評価を19年度に実施）

平成17年度 中山間地域等直接支払交付金実施状況（松山市）

1. 協定締結農用地面積（㎡）

（1）地目別内訳表

旧市町村名	田	畑	合計
松山地区	746,628	4,460,602	5,207,230
北条地区	863,036	4,176,341	5,039,377
中島地区	0	10,427,890	10,427,890
合計	1,609,664	19,064,833	20,674,497

（2）基準別内訳表

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	1,029,617	4,177,613	5,207,230
北条地区	5,039,377	0	5,039,377
中島地区	10,427,890	0	10,427,890
合計	16,496,884	4,177,613	20,674,497

2. 交付金額（円）

旧市町村名	通常分	特認分	合計
松山地区	12,969,791	40,889,243	53,859,034
北条地区	54,868,134	0	54,868,134
中島地区	118,912,784	0	118,912,784
合計	186,750,709	40,889,243	227,639,952

3. 協定締結数

旧市町村名	協定数			農家数		
	通常分	特認分	合計	通常分	特認分	合計
松山地区	15(0)	28(2)	43(2)	198	504	702
北条地区	25(2)	0(0)	25(2)	657	0	657
中島地区	17(17)	0(0)	17(17)	1,078	0	1,078
合計	57(19)	28(2)	85(21)	1,933	504	2,437

※（ ）内は、体制整備単価に取り組んで活動を実施している協定数